

婦人関係業務資料No. 8

「社会的良心を生かし育てて

明るい社会生活を築く」ために

——第15回婦人週間実施のしおり——

京都婦人少年室

労働省婦人少年局

は し が き

このしおりは、第15回婦人週間を実施するにあたり、この運動の徹底をはか

るために、週間の趣旨ならびに運動のねらいについて解説したものです。

昭和38年3月

労働省婦人少年局

目 次

1 婦人週間設定の趣旨	2
2 婦人週間の経過	2
(1) テーマについて	2
(2) 行事の運営について	3
3 第15回婦人週間のテーマ	3
(1) テーマの前提	3
(2) テーマの内容	4
4 運動の重点	6
付	
(1) 第15回婦人週間実施要綱	8
(2) 婦人週間の目標およびスローガン	10

1 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身および社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要であると考えられますので、労働省では昭和24年から婦人週間を設けて、婦人の地位向上のための特別活動を行なっています。

期間としては、4月10日に始まる1週間を選びましたが、この4月10日は、昭和21年の第22回衆議院議員選挙で、日本婦人が初めて参政権を行使した記念すべき日です。この日こそ、先覚的な婦人たちの長年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましょう。当時、婦人団体の間には、4月10日を国の祝祭日に加えたいという運動も行なわれ、またその後例年4月10日には、民間団体の手で婦人の日々を記念する集会が開かれています。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別活動の期間として、この意義ある4月10日に始まる1週間を選んだわけです。

2 婦人週間の経過

(1) テーマについて

労働省では、例年の婦人週間にあたって、特定の問題を選んで、運動をすすめるうえのテーマを定めています。第1回から第7回までは、意識の面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点を置いてテーマを定めました。第8回からは、1歩すすめて「社会の進歩発展に婦人が貢献する」ことをテーマを設定するうえの基本的な態度にしています。さらに、第10回までの婦人週間には、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を、主として封建的なものの排除という観点から段階的にとりあげ、日本社会の近代化をすすめるという立場からテーマを選んできました。しかし、第11回婦人週間からは、近代化によって起こる問題にも目を向けて、日本社会の近代化に伴う変化に、婦人がどのように対処したらよいか、という観点から、テーマを選定する方針をとっています。昨年は、変動する日本社会の中で、婦人の当面する基本

的な課題であると考えられる「近代化と生活の再編成」という問題をとりあげ、「変化のはげしい社会のなかで、生活を再検討し、新しい生活秩序を育てるために努力する」ことをテーマとしました。

(2) 行事の運営について

婦人週間には、例年関係官公庁はもとより、民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などの協力によって、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに10余回にわたる実施によって、婦人週間の意義はひろく一般に認識され、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施されるようになってきています。労働省では主唱機関として、本週間のテーマや運動の重点を明らかにして各機関に協力を依頼していますが、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じて自主的にすすめられることを期待しています。

3 第15回婦人週間のテーマ

「生活に新しい秩序を育てる」という昨年のテーマの延長として、秩序を育てる場合に望まれる「社会的良心」についてとりあげました。すなわち、婦人が、変化の激しい社会生活におけるあらたな問題に検討を加えるとともに、明るい社会生活が営まれることをめざして、それぞれの立場において、社会的良心を生かすとともに、日本の社会にひろく社会的良心を育てていくことをねらいとし、つぎのようなテーマとスローガンを定めて、運動を展開することになりました。

○テーマ 婦人が社会的良心を生かし育て、明るい社会生活を築くよう努力する

○スローガン みんなの社会的良心が 住みよいあすを築く
つぎに、このテーマについての労働省の観点を述べます。

(1) テーマの前提

社会の変動にともなって、婦人の生活も、その役割も変化し、さらに各方面の、婦人に対する期待もますます増大してきます。その期待にこたえて、それ

その力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての大きな責任であり、同時にそれは、婦人の地位を高めるためにきわめて大切な要素であると考えられます。すなわち、婦人の地位向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時に、そのもつ力を實際生活に役立てることが必要であり、さらに、婦人の地位の実質的な向上と社会の進歩発展とは相関関係にあるので、婦人が社会の発展に貢献し社会的な条件を整えることは、その地位をさらに高めることに役立ちましょう。そこで、テーマの設定にあたって、前年にひきつづき「社会の進歩発展に婦人が貢献する」ことを前提としました。

(2) テーマの内容

前にも述べたように、婦人がそれぞれの立場において、社会的良心を生かし育てていくことを本週間のねらいとしますが、ここにいう社会的良心とは、抽象的に示せば「社会の福祉の増進をめざして、何らかの寄与をしたいという心」の意です。ことばをかえれば、広い意味での社会悪に対して、自らも社会の成員としての責任を感じ、それをなくして、お互いが人間らしく生きられるように、自発的な努力をしようという心の作用です。なお社会的良心の定義として、「他の人びとが貧困・疾病・不潔・無知・怠惰というような社会悪に捕われている時に、自分だけがそれと無縁に泰平を楽しんでいることをいさぎよしとしないという意識」であるといっている学者もあります。

このような社会的良心の現象的なあらわれとしては、まず、ひとりひとりが他人に迷惑をかけない、弱い立場の人をいたわるというような身近なことから、世の中の不正や罪悪に対してもこれを見過ごしにしないという生活態度を含み、また、人びとの不遇・孤独・困窮・被災などに対する自発的な援助活動や、そうした不幸や災害などに対する社会的な救助や保障の実現のための活動、さらにすすんで社会全般の健康・教育・文化・生活環境などの向上をはかるための積極的な活動までも含まれます。そしてこれらの活動の実践に対しては、自主性や隣人愛とともに、正義感や勇気ももためられましょう。

このような社会的良心は、社会の近代化とともに一層必要になってきます。すなわち、経済生活をはじめ生活の各分野が複雑化するに伴って、ひとりひとりが孤立して生活することがますます困難になり、他の人びととのつながりをもたずには1日も生活できないからです。さらに、近代化の高度にすすんだ社

会では、機械化、分業化、あるいは組織の発達に伴い、人間性の喪失、あるいは人間性の疎外という現象があらわれ、人びとの考え方が物質偏重に陥り勝ちで、精神的なうおいや豊かさ、隣人に対する愛情などが失われ勝ちなので、ひとりひとりの生活に、物心両面にわたる豊かさがもたらされるような社会を築くために、あらたな意味で社会的良心が、強くもとめられてくるといえましょう。

近代市民社会が達成されてから長い歴史をもつヨーロッパの国々では、個人の確立——自主性を基礎として、市民的連帯感による社会的良心に基づき、早くから広範な相互援助が行なわれ、さらに伝統的な宗教的背景も加わって、民間の社会奉仕や社会事業へと発展し、それが社会保障制度の発達をもたらししたといわれますが、同時に、民間のいわゆるボランティアサービスは、社会保障制度の充実をみた今日も、なお活発に行なわれ、福祉国家を支える車の両輪をなしているといわれています。わが国の社会では、残念なことに、このような社会的良心の育つ基盤がきわめて浅かったということができましよう。すなわち、近代市民社会における倫理は、個人主義的な原理に基づき、独立した個人の自由と平等とこれに伴う責任の上に築かれるものですが、家族制度の原理が支配していた戦前のわが国では、個人の自主性は育ちにくく、したがって、ひとりひとりが社会を構成しているという意識が稀薄で、当然のこととして市民的連帯感も育たなかったといえましよう。たとえば、家庭内や親族の間では礼儀作法がやかましくいわれながら、1歩外へ出ると他人の迷惑もかえりみようとせず、また、隣人へのいたわりも、自己の熟知する近隣の範囲にとどまっていた、地域を越えた社会では、旅の恥はかき捨てという意識で行動し勝ちで、いわゆる公德心の欠如がしばしば問題にされてきました。さらに、他人の困難に対する援助についても、階層による「分」をわきまえるという制約もあって、いわゆる慈善というかたちのほどこしの行為はあっても、市民としての平等意識に立った相互援助が行なわれることは少なかったといえるようです。一方、農漁村などには、相互援助とみられる行為が行なわれましたが、これは主として生産様式に起因する伝統やしきたりに基づく部落共同体の意志に従って行なわれるもので、個人の確立を基とする近代的な意味での社会的良心に根ざした活動とは、異質のものであったといえましよう。

戦後の日本社会では、民主主義の進展に伴って、近代的な個人主義の思想はある程度発達してきましたが、長年、前近代的な生活慣習のなかに閉ざされていたために、社会的訓練が十分でなく、共同生活に対する責任感や、全体の福

社を考えようとする態度に欠けるものがあることは否めません。

また、団地などの都市生活者の間では、プライバシーはかなり確立されているとみられますが、それが新しい家族主義になってあらわれ、各自が小さな殻のなかに閉じこもって、身近な問題や、ささやかなしあわせを追求するにとどまるという生活態度を生み、社会から逃避する傾向が強いというあらたな現象も発生しています。したがって、人びとの間には親近性がうすく、市民的連帯感に基づいて、社会の進歩のために寄与しようとする意欲が失われているということがしばしば指摘されています。

なおまた、戦後の新教育を受けた新しい世代には、民主主義的な考え方が浸透し、個人の確立——自主性が育ってきているといわれますが、一面では、内面的なものを見つめてそこに問題の解決をもとめようとせず、社会の動きに無批判に適応しようとする消極的な態度がうかがわれるとみる向きもあります。

さらに、都市、農村を問わず、工業化、機械化などに伴うさまざまな混乱や、まっすのなかにおかれている近年の日本社会において、生活の新しいルールがまだ確立されていないという悩みがみられます。

このように、一般に日本の社会には、いろいろの理由で社会的良心とよばれるものの成長は十分でないといわれるのですが、急速に近代化が進行し、生活がますます複雑化してきている今日、みんなが人間らしく心ゆたかな生活を営むことができるような社会生活の新しい秩序、あるいはモラルを確立していくことは緊急な課題であり、そのために社会的良心が強く望まれているといえましょう。

ここに婦人が、変化の激しい社会生活におけるあらたな問題に検討を加えるとともに、ひろく深い愛情と英知をもって、それぞれの立場において、社会的良心を生かし、育てていくことを、第15回婦人週間のねらいとします。

4 運動の重点

労働省では主唱機関として、会議等の行事の開催、資料の作成配布等によって、前述のテーマに沿った運動をすすめますが、啓発活動の重点とするところはつぎの2点です。

(1) 社会的良心について認識を深める

前に述べた通り、社会的良心とは、別にことあたらしい観念や意識ではありませんが、生活の繁雑さのためにもすれば見落され勝ちであることを考え、この婦人週間にあたって、主唱機関としての観点をあきらかにし、一般の関心を喚起しようとするものです。

社会的良心に基づく行為には、すべての人に期待することが可能な基本的な生活態度から、能力や生活環境に応じて行なうことのできる積極的な活動まで含まれ、具体的なあらわれとしてつぎの諸点があげられましょう。

- 他人にめいわくをかけない自律の態度
- 民主的なきまりを守り育てる努力
- 弱い人、困っている人へのいたわりと援護
- 社会の成員として、すすんで人のために役立とうという自覚と相互援助
- 社会の福祉に寄与するための自主的な活動

(2) 婦人の役わりを通して、社会的良心を生かし育てよう努力する

社会的良心は、もとより婦人にのみ期待されるものではありませんが、婦人の地位をさらに高めるために、「社会の進歩発展に婦人が貢献する」ことを前提としてテーマを設定し、運動をすすめようとする婦人週間にあたっては、社会的良心を生かし育てるために、婦人がそれぞれの役わりを十分に果たすことをとくに期待するものです。

- 子どもの教育者として
- 家庭の管理者として
- 近隣・職場・その他の社会における隣人として
- 世論形成者として

付

(1) 第15回 婦人週間実施要綱

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から1週間、毎年、全国的に行なっていますが、今年は下記によって、第15回の運動を実施します。

1. 趣 旨

日本社会の進歩発展にともなう、婦人の生活も、その役わりも変化し、さらに、各方面の、婦人に対する期待も増大してきます。その期待にこたえて、それぞれの力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての、大きな責任であると考えられます。

とくに、近年の急速な近代化の進展によって、生活文化の領域にも、大きな変革がもたらされている現在、これに対処して、社会生活に新しい秩序を育てていくために、婦人の社会人としての良心が期待されます。

すなわち、近代化にともない、ますます複雑化してきている今日の日本社会において、人間性の尊重を基調とする市民的連帯感に支えられた、明るい社会生活が営まれることは、日本社会の発展や福祉の増進にきわめて重要なことであり、そのために、婦人が社会の成員としての自覚や、あたたかい人間愛に基づいて、各般の努力をすることがもとめられます。

ここに、婦人が、変化の激しい社会生活におけるあらたな問題に検討を加え、るとともに、それぞれの立場において、社会的良心を生かし育てていくことを、第15回婦人週間のねらいとします。

2. テー マ 婦人が、社会的良心を生かし育て、明るい社会生活を築くよう努力する。

3. スローガン みんなの社会的良心が 住みよいあすを築く

4. 運動の重点

(1) 社会的良心について認識を深める

- ・他人にめいわくをかけない自律の態度
- ・民主的なきまりを守り育てる努力
- ・弱い人 困っている人への いたわりと援護
- ・社会の成員として すんで人のために役立とうという 自覚と相互援助
- ・社会の福祉に寄与するための自主的な活動

(2) 婦人の役わりを通して 社会的良心を生かし育てるよう努力する

- ・子どもの教育者として
- ・家庭の管理者として
- ・近隣・職場・その他の社会における隣人として
- ・世論形成者として

5. 期 間 昭和38年4月10日～16日

6. 主 唱 労 働 省

7. 協力を依頼する機関・団体

関係官公庁 婦人団体 青年団体 労働団体
経営者団体 社会福祉団体 文化団体 報道機関
その他

8. 実施事項

第11回全国婦人会議（日本放送協会共催）

地方婦人会議

大会、その他 地方の実情に応じた行事

資料の作成 配布

機関誌（紙）による周知徹底

報道機関による広報活動

その他

(2) 婦人週間の目標及びスローガン

年 次	目 標	スローガン
24年 (第1回)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もっと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25年 (第2回)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26年 (第3回)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	社会のために やくだつ婦人となりま しょう
27年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会を作るために 権利と義務を生かしまし ょう
28年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のばしましょう 自分で考え行動する力
29年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてましょ う —家庭や社会の経済生活 において—
30年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 ——個人関係 地域社会 職場等において また世論形成者として——	よりよい社会を つくる力になりましょ う
31年 (第8回)	婦人の力を役立たせる ——とくにあかるい家庭の建設のため に——	みんなで日本の家庭を明る く
32年 (第9回)	婦人の力を役立たせる ——とくに近代的な人間関係の確立のため に——	まず話しあいましょ う あかるい人間関係をつ くるために
33年 (第10回)	婦人の力を役立たせる 正しい協同活動をとおして	育てましょ う 正しい協同活動を

年 次	目 標	スローガン
34年 (第11回)	婦人の自主性の確立 ——とくに集団との関係において——	個人の自由と責任が 集団をそだてる
35年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活の時間割を そして自由時間を ——自分のために みんなのしあわせのため に——
36年 (第13回)	次の世代の成長に貢献する ——とくに社会のよき一員としての人格形 成に——	次の世代の成長に 婦人の深い英知を
37年 (第14回)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し 新しい生活秩序をそだてるために努力す る	生活に新しい秩序をそだて よう 変化のはげしい今日の社 会において